

2021年4月5日

株式会社ディーエイチシー
代表取締役会長・CEO 吉田 嘉明 殿

抗議文

NPO 法人多民族共生人権教育センター
理事長 朴 洋 幸

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 赤井 隆史

部落解放大阪府民共闘会議
議長 中野 勝利

前略 以下の点について、用件のみを取り急ぎ申し述べます。貴殿らによる誠意ある対応を求めます。

許されざる人種差別言動

2020年11月、貴殿は、2020年11月、株式会社ディーエイチシー（以下、DHC）が運営するオンラインショップ上で「ヤケクソくじ」と題した文章を公開しました（資料1）。そこには、「サントリーのCMに起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです」と記されています。直後には「DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です」とも記されています。これは、「純粋な日本企業」であるDHCの同業他社に対する優越性を主張する目的で、サントリーが「コリアン系の日本人」をCMタレントに起用しているとする、真偽不明の事実を摘示しているものです。加えて、そのなかで「チョントリー」なる朝鮮半島出身者に対する著しい侮辱である「チョン」という蔑称と「サントリー」を組み合わせた造語まで用いています。「DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です」とする文章からは、DHCが国籍や人種的ルーツを理由とした差別的採用選考を行っていることすら強く疑わざるをえません。

さらに、貴殿による人種差別言動は今回だけに留まりません。2016年2月にDHCホームページで公開された「会長メッセージ」（資料2）には、「本物、偽物、似非ものを語るとき在日の問題を避けて通れません」「裁判官が在日、被告側も在日の時は、提訴したこちら側が100%敗訴」「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう」などと記されています。これら文書は法に基づく手続を経て日本国籍を取得した元韓国・朝鮮籍者を「偽物」「似非もの」「似非日本人」「なんちゃって日本人」などと表記し、著しく侮辱するものであることは言うまでもなく、「母国に帰っていただきましょう」とする結語は、特定の人種的ルーツをもつ人々を社会から排除する意図が記された文章表現です。

反社会的かつ違法の疑いが強い人種差別

貴殿による人種差別言動は、いずれもDHCの公式WEBページで公開されており、様々な批判・抗議の声が寄せられた現在でも削除されていません。このことから、法人組織としてのDHCによる人種差別言動として捉えざるを得ません。

大企業である DHC が、あまりにも露骨な人種差別を繰り返し、何ら反省していません。このことは、基本的人権を尊重し、人種・民族・国籍による差別を禁止する日本国憲法を最高規範とする日本社会にたいする挑戦であり、我々は絶対に許すことができません。

更に DHC による人種差別言動は、いずれもヘイトスピーチ解消法（以下、解消法）が第 2 条において「不当な差別的言動」の 3 類型として定義する、脅迫、著しい侮辱、社会からの排除に該当しています。解消法は罰則規定を備えていませんが、前文でヘイトスピーチを「あってはならず」「許されない」差別的言動であると宣言しています。すなわち、一連の DHC による人種差別は、国内法に照らして違法である疑いが強い行為なのです。

国際的な人権基準、それに基づく政府の要請にも背いている

現代社会において、営利を目的とした企業であっても、法令遵守はもちろんのこと、様々な社会的責任を果たす義務を免れないことはいうまでもありません。人権の尊重と差別の禁止は、企業が果たすべき社会的責任の中核です。国連・ビジネスと人権に関する指導原則は、原則 11 において「企業は人権を尊重すべきである」と明示しています。それに続く原則 12 において企業が尊重する人権には当然に人種差別が含まれること、原則 13 において「自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する」と記されています。同原則に関して昨年策定された日本政府による行動計画は、日本企業が国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的な人権基準を踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入することを期待しています。つまり、DHC による一連の人種差別は国際的な人権基準と、それに基づく政府の要請にも背く行為なのです。

日本国内の反差別規範、法令、国際的な人権基準を蔑ろにする DHC の人種差別に対して、既に数多くの個人・団体から抗議の声が寄せられているにもかかわらず、DHC は一切の謝罪をおこなわず、件の文書の公式ホームページでの公開を続けています。もはや我々はこれ以上、DHC による人種差別を看過することはできません。強く抗議するとともに、次の措置をおこなうことを要求します。

1. DHC による人種差別について公式に謝罪し、社内ルール策定等の再発防止策を実行してください
2. 謝罪の方法は、事態の深刻さに鑑み、公式ホームページでの謝罪文の掲載、DHC 直営店舗での謝罪文掲出、主要新聞紙面への謝罪広告の掲載、貴殿による謝罪記者会見によっておこなってください
3. 上記要求項目について、4 月 28 日(水)までに文書回答をおこなってください

草々

本件についての問い合わせ・回答先
NPO 法人多民族共生人権教育センター
事務局長 文公輝（ムンゴンフィ）
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27
電話：06(6715)6600, FAX：06(6715)0153
E-mail：info@taminzoku.com

<資料 1>

サントリーのCMに起用されているタレントはどのようなわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です。まもなく創業50年を迎えようとしている老舗の会社です。今、雨後の筍のように出てきた幾多数多の同業者とも一線を画しています。まだまだ残っているはずの賢明な消費者に私たちは一縷の望みを託しているのです。名称は少々ふざけているかもしれませんが、思いは真剣なのです。創業以来ずっと消費者の動向を見続けてきた私のやけくそな気持ちをわかっていただけたと思います。

2020年11月 株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明

https://top.dhc.co.jp/contents/other/kuji_about/?sc_iid=main_banner_kuji

<資料 2>

創業社長は瘦せても枯れても本物ですが、時々とんでもない悪^ひがいたりしますので、この点は注意が必要です。純粋な日本人でない人も結構います。

本物、偽物、似非ものを語るとき在日の問題は避けて通れません。この場合の在日は広義の意味の在日です。いわゆる三、四代前までに先祖が日本にやってきた帰化人のことです。

そういう意味では、いま日本に驚くほどの数の在日が住んでいます。同じ在日でも日本人になりきって日本のために頑張っている人は何の問題もありません。立派な人たちです。問題なのは日本人として帰化しているのに日本の悪口ばかり言っていたり、徒党を組んで在日集団を作ろうとしている輩です。いわゆる、似非日本人、なんちゃって日本人です。政界(特に民主党)、マスコミ(特に朝日新聞、NHK、TBS)、法曹界(裁判官、弁護士、特に東大出身)、官僚(ほとんど東大出身)、芸能界、スポーツ界には特に多いようです。芸能界やスポーツ界は在日だらけになっていてもさして問題ではありません。影響力はほとんどないからです。問題は政界、官僚、マスコミ、法曹界です。国民の生活に深刻な影響を与えます。私どもの会社も大企業の一員として多岐にわたる活動から法廷闘争になるときが多々ありますが、裁判官が在日、被告側も在日の時は、提訴したこちら側が100%の敗訴になります。裁判を始める前から結果がわかっているのです。似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。

2016年2月12日

<https://top.dhc.co.jp/company/image/cp/message1.pdf>